

特定非営利活動法人（NPO法人）のご利用について

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という）は、平成27年10月1日に信用保証の対象として追加されました。

個人や会社の方と同様に信用保証をご利用いただけますが、一部取扱いが異なる点等がありますので、お知らせいたします。

<対象要件>

NPO法人であって、以下の要件を満たす方が対象となります。

- ① 特定事業を行うこと。
※特定事業とは、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業及び金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種です。
- ② 従業員数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下であること。
なお、会社と雇用関係のないボランティアや就労支援事業による非雇用型の障害者は従業員数に含まれません。

<責任共有>

NPO法人は、原則として責任共有対象（80%保証）となります。

但し、経営安定関連1～6号、災害関係、東日本大震災復興緊急の保険をご利用の場合は、責任共有対象外となります。

<信用保証料>

個人・会社の場合と同様に信用保証料の弾力化の対象となり、スコアリングにより1～9のカテゴリに分類し、信用保証料率を0.45%～1.9%の間で算出します。

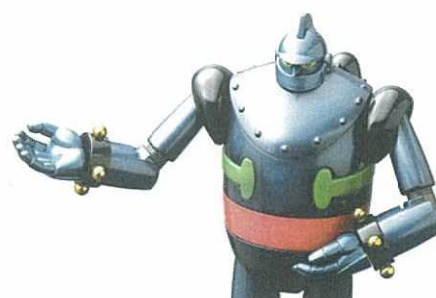
但し、「複式簿記」を採用していないなど入力に適さない場合は、一律1.15%（カテゴリ5の料率）となります。

※制度要綱等により別に定めがある場合を除きます。

<必要書類>

通常の申込書類のほか、以下のものが必要となります。

- ・事業報告書
- ・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書類



©光プロダクション

<保証制度>

NPO法人を対象者に含まない主な制度に次のものがあります。その他に制度要綱等の定める対象者にNPO法人を含まない制度もご利用になれませんので、詳細は保証部までお問い合わせください。

- ・小口零細企業保証制度（小口零細企業保証、Q1250保証 等）
- ・特例保険を利用した制度（創業等関連保証、創業関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証等）※経営安定関連保証、災害関係、東日本大震災復興緊急など一部制度を除きます。

【お問い合わせ先】保証部 保証一課 097-532-8246 保証二課 097-532-8247